

論 点 整 理 (案)

平成19年3月29日
中央環境審議会
21世紀環境立国戦略特別部会

< 目次 >

1. 検討の背景	2
2. 地球環境の現状と課題	3
(1) 基本的な認識	3
(2) 持続可能な社会に向けた取組	5
3. 「環境立国」の基本理念	6
(1) 基本的な考え方としての日本モデル	6
(2) 伝統的な自然観を現代に活かした美しい国づくり	6
(3) 車の両輪として進める環境保全と経済成長・地域活性化	7
(4) 世界・アジアとともに発展する日本	7
4. 今後1、2年で着手すべき重点的な環境政策の方向	8
(1) 気候変動問題の解決に向けた国際的取組	8
(2) 生物多様性の保全に向けた国際的取組	12
(3) 3Rを通じた適正な資源循環の確保	14
(4) 環境・エネルギー技術と経済成長	16
(5) 実効ある国際貢献	18
(6) 自然の恵みを活かした活力溢れる地域づくり	20
(7) 環境を感じ、考え、行動する人づくり	23
(8) 環境保全対策を推進する仕組みづくり	24

1. 検討の背景

地球温暖化問題を始めとする環境問題は、21世紀に人類が直面する最大の課題の一つであるとの認識が国際社会に浸透し、様々な国際的な場での重要なテーマとなっている。2008年に我が国で開催されるG8サミットを見据え、持続可能な地球社会への発展に向けた大きな一歩を踏み出すべく、我が国として環境問題に対する明確な理念を国際社会に提示し、積極的に議論をリードすべきである。

こうした考えの下、去る1月26日の安倍内閣総理大臣の施政方針演説において「国内外あげて取り組むべき環境政策の方向を明示し、今後の世界の枠組み作りへ我が国として貢献する上での指針として、『21世紀環境立国戦略』を6月までに策定」するとの方針が打ち出された。

これを受けて、中央環境審議会は、21世紀環境立国戦略特別部会を去る2月に設置し、これまで審議を重ねてきたところであり、今後の審議の参考とするためとりあえずの論点整理を行った。これを一つの土台として、21世紀環境立国戦略の策定に向けた特別部会としての提言を5月中を目途にとりまとめることとする。

2. 地球環境の現状と課題

(1) 基本的な認識

<主な意見の概要>

- ・ 大気、水、土壌及び生物などの間を物質が循環し、生態系が精妙な均衡を保つことによってはじめて成り立っている環境は、人類を含む地球上のすべての生物の存続の基盤。その恵沢は、現在世代と将来世代が共有すべきもの。
- ・ 私たちの生存の基盤である地球の生態系は、決して強靱・無限ではなく、人間活動の拡大の結果、今や地球温暖化、生物多様性の喪失、資源の浪費といった三つの大きな課題に直面。地球環境問題が21世紀に人類が直面する最大の課題であるとの認識が国際社会に浸透。

地球温暖化の危機

<主な意見の概要>

- ・ IPCC 第4次評価報告書によれば、北極海の海水面積は近年減少し、永久凍土の融解も進んでおり、地球が温暖化していることには疑う余地がない状況。最近50年間の気温上昇傾向は、過去100年間のほぼ2倍に増大しており、その原因は、人為起源の温室効果ガスの増加だとほぼ断定されているところ。また、今世紀末の地球全体の平均気温の上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においては、約1.8（1.1～2.9）である一方、化石エネルギー源を重視する社会では、約4.0（2.4～6.4）に達するとの予測。
- ・ この結果、異常気象の頻発、気候システムの急激な転換といった自然環境への影響を起こすのみならず、大規模な水不足、農業への打撃、感染症の増加、自然災害の激化など私たちの経済・社会活動に様々な悪影響が複合的に生じる可能性の指摘。地球温暖化によるこうした負の影響は、人類の生存や社会に対する脅威。

生態系システムの危機

<主な意見の概要>

- ・ 地球の悠久の歴史の中で生み出されてきた生物の多様性は、それ自体として尊重すべき価値。多様な生物は生態系の中でそれぞれ役割を担って相互に影響しあい、人間の生存にとっても欠かすことのできない生態系のバランスを維持。また、多様な生物とそれを中心として構成される多様な生態系は、様々な恵みを人間にもたらすとともに、すべての生物の生存の基盤。

- ・ 人間の活動により急速かつ大規模に生態系が改変された結果、地球上の生物多様性の大幅な喪失が引き起こされており、地球温暖化の進行による生物多様性への深刻な影響も顕在化。我が国においても、人間活動による野生生物の生息・生育環境の悪化や種の絶滅のおそれ、里地里山における人間の働きかけの後退による生態系の劣化、外来種等による在来の生態系の攪乱など、今や深刻な状況。

資源の浪費による危機

<主な意見の概要>

- ・ 人類が20世紀に入って高度に展開させてきた活動様式、すなわち大量生産・大量消費型の経済社会活動は、私たちに大きな恩恵をもたらす一方で、地球上の有限な資源を浪費し、大量廃棄型の社会として物質循環の環を断ち、その健全な物質循環を阻害する側面も有している。
- ・ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の活動様式は、国際的にも、天然資源の枯渇への懸念や天然資源収奪による環境破壊、増加する廃棄物の不適正処理などによる環境汚染の問題などを惹起。経済成長著しい中国を始めとする途上国においても、こうした活動様式が普及しつつある中、資源需給や廃棄物問題が深刻化。人類が21世紀においても、このような経済社会活動を続けた場合には、環境の容量の制約に突き当たることを意味し、持続可能な発展に支障をきたすおそれ。

(2) 持続可能な社会に向けた取組

< 主な意見の概要 >

- ・ 前述の地球環境の危機に対応し、その解決を図りながら人間社会の発展と繁栄を目指すためには、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて私たち一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる「持続可能な社会」を構築することが不可欠。
- ・ 持続可能な社会は、前述の三つの危機に応じて、「低炭素社会」、「自然共生社会」又は「循環型社会」として追求され、それぞれの実現に向けた取組がともすれば縦割りで行われる傾向。しかしながら、目指すべき社会が複数存在するわけではなく、それぞれ、持続可能な社会の一側面を捉えているにすぎないもの。
- ・ 低炭素社会や循環型社会に向けた取組は、エネルギーと物質とにそれぞれ重点を置きつつ相互に一体不可分の関係にあり、表裏一体のもの。また、すべての社会経済活動は、人類の存続の基盤となっている生態系のもたらす様々な恵みなしには成立し得ないものであり、自然共生社会と低炭素社会や循環型社会とは不即不離の関係。
- ・ 持続可能な社会の構築に向けた取組を効果的かつ強力に推進するに当たっては、「低炭素社会」、「自然共生社会」及び「循環型社会」の三つを座標軸にしつつも、従来分野別に展開されてきた個別の施策を統合した戦略的な取組を展開することが必要不可欠。
- ・ 持続可能な社会の実現のためには、社会経済の継続的發展を伴うことも重要な条件。長期的に人類の向上意欲を維持することを通じ、社会の持続性を強化するためのイノベーションも可能となる。

< 持続可能な社会の様々な側面 >

低炭素社会：地球温暖化という人類生存基盤の危機を克服し、環境保全と経済社会の発展を実現するため、温室効果ガス排出量を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させる社会（Low Carbon Society）。

自然共生社会：かけがえのないすぐれた自然の保全と再生、人間と自然のかかわりあいにより形成された里地里山などの維持管理、野生生物の保護管理などを適切に行うとともに、自然の賢明な利用を図り、社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、生物多様性の保全が図られ、自然と人との間に豊かな交流が実現された社会

循環型社会：資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷が少ない社会

3. 「環境立国」の基本理念

(1) 基本的な考え方としての日本モデル

<主な意見の概要>

- ・ 持続可能な社会の構築は、我が国だけの課題ではなく、世界共通の課題でもある。持続可能な社会に向けた様々な取組が世界各国で数多く進められているが、その決定的なモデルは依然としてまだなく、試行錯誤の段階。
- ・ 我が国には、いわば「ミニ地球」として持続可能な社会の生きたモデルを創造する上で絶好のフィールドが存在。我が国は、天然資源に乏しく、狭い国土に人口が集中する一方、自然との共生を旨とする自然観や社会経済の発展をもたらしてきた世界に誇る環境・エネルギー技術、激甚な公害克服の経験と智慧など、様々な強みが存在。
- ・ 自然との共生を図りながら、世界に誇る環境・エネルギー技術や激甚な公害克服の経験と智慧を、環境から拓く経済成長や地域活性化の原動力となし、世界の発展と繁栄に貢献する品格ある「環境立国」を創造し、日本モデルとして、アジア、そして世界へと発信することが重要。

(2) 伝統的な自然観を現代に活かした美しい国づくり

<主な意見の概要>

- ・ かつて私たち日本人は自然を尊重し、自然を対立的にとらえるのではなく、共感すべきもの、共に生きるべきものとしてとらえ、抗しがたい自然の力に対する畏怖の念と豊かな自然がもたらす様々な恵みに対する感謝の気持ちを持って、自然との共生を図りながら、文化・伝統を育み、自然の恵み豊かな美しい国を形づくってきたところ。
- ・ 我が国には、里地里山に代表されるように、自然と深く関わり、自然を利用しつつ自然を守っていく智慧と伝統が存在。田園の風景に代表されるように、こうした智慧と伝統の中で形づくられてきた美しい国土は我が国の貴重な財産。
- ・ 我が国ならではの自然観は現代においては薄れつつあるが、一度取り入れた西洋的な文化や社会の問題を踏まえ、新たな持続可能な社会を目指す上で改めて活かしていくことが重要。我が国のみならずアジアを始めとする世界に発信していくべき考え方であることを踏まえ、自然との共生を旨として取組を推進することが重要。

(3) 車の両輪として進める環境保全と経済成長・地域活性化

<主な意見の概要>

- ・ 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応は、我が国や世界が経済成長と社会発展を持続させていく上で不可欠なもの。一方、我が国は世界に誇る環境・エネルギー技術や激甚な公害克服の経験や智慧を有し、環境保全に向けた意欲と能力溢れる人材も豊富。
- ・ 環境保全と経済成長は互いに無視できない関係にあり、環境面での制約を乗り越える技術革新等を進めることにより、国際競争力を強化し、「環境と経済の両立」を図ることが可能。こうした取組は、優れた技術の開発や新しいインフラの整備を通じた環境保全にも寄与。また、環境保全の取組を通じて、地域の人と人とのつながりがより強くなり、地域が持つ本来の力が十分に発揮されることが重要。
- ・ 国民各界各層の参加と協働によって、我が国の強みを最大限活かし、企業の事業活動や一人ひとりの暮らしや地域活動などの様々な社会経済活動が、環境への対応を通じて新たなビジネスチャンスや社会の活力を生み出し、環境保全とともに経済成長と地域活性化を実現。

(4) 世界・アジアとともに発展する日本

<主な意見の概要>

- ・ 世界の環境問題と我が国の環境問題とは密接に関わっており、また、経済社会活動のグローバル化にかんがみれば、世界の環境問題が我が国の経済成長に大きな影響を与える可能性。逆に、我が国として、国際社会において積極的な役割を果たし、世界各地の環境問題の解決に貢献することは、我が国の発展と繁栄にも寄与するもの。
- ・ 特に、地理的にも経済的にも我が国と密接な関係を有する中国を始めとするアジア地域においては、急速な経済成長を背景に、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の不適正処理などの深刻な環境汚染が懸念されるとともに、CO₂排出量の急増や循環資源の越境移動の活発化など地球環境にも大きな影響を与えつつあり、アジア地域の環境問題と我が国の環境問題とは益々密接化。アジアの国々による環境対策と我が国の協力は、我が国自身の環境保全にも寄与。
- ・ このため、「グローバル・コモンズ」すなわち「人類の共有の財産としての地球」の考え方に立って、アジアを始めとする世界各国との連携・協働を進め、持続可能な社会に向けた我が国の取組が、我が国のみならず、アジアや世界の持続可能な発展と繁栄のエンジンとなるような取組が重要。

4. 今後 1、2 年で着手すべき重点的な環境政策の方向

(1) 気候変動問題の解決に向けた国際的取組

世界全体での温室効果ガスの濃度の安定化

< 主な意見、提案等の概要 >

- IPCC の科学的予測に基づき、気候セキュリティ（気候安全保障）という観点から、積極的に国家的な意識の改変を行うべき。
- 気候系に対して人為的に悪影響を及ぼさない水準で温室効果ガスの濃度を安定化する必要があるが、自然の吸収量（31 億炭素トン/年）に対し、人為的排出量は倍以上（72 億炭素トン/年）。
- 気候を安定化させ、悪影響の拡大を防ぐためには、将来的に人類全体が、まず、排出する温室効果ガスの量と自然界が吸収できる量をバランスさせることが必要であり、中長期目標を設定することが、今後の国際社会の合意形成に役立つ。
- 目標について、温室効果ガスの排出量を地球全体で半減すべしとの意見、地球全体の平均気温の上昇を産業革命前と比べて少なくとも 2℃ 以内に抑制すべしとの意見、2℃ 目標について現在の科学的知識の範囲ではこの値を限度とする明確な理由は見当たらないという意見、IPCC の B1 シナリオ（持続発展型社会シナリオ）は 550ppm 安定化にほぼ対応するのでこれを指針とすべきという意見などがあつた。
- 日本のイニシアティブ発揮のためには、EU に匹敵する案や戦略を持つべし等の意見がある一方、数値目標を掲げることが、米、中、印を巻き込むことに意味を持つか検討が必要という意見、数字だけ示し、国民の自主努力に任せるのは無責任でありアクションを表に出すべしという意見、実現可能性のない目標を国際公約として掲げるのはどうかという意見もあつた。
- 温暖化を含む地球変動予測のため、国際的なネットワークでの地球観測とこれに基づくモデル予測が必要。
- 地球温暖化、気象災害の拡大といった負の影響は、人類の生存や社会に対する脅威であり、まさに人々の生活を守る「人間の安全保障」の問題である。

国際約束としての京都議定書目標の達成

< 主な意見、提案等の概要 >

- 京都議定書を主導した国として第一約束期間の 6% 削減約束を達成することは当然の責務。京都議定書の約束を果たせないようなことがあれば、国際的なイニシアティブが取れなくなる。
- 温室効果ガスの排出量の推移を踏まえ、産業、運輸、業務・家庭、エネルギー転換各部門での温室効果ガスの排出削減、森林吸収源対策などの

地球温暖化対策の加速化が必要。省エネ・新エネや原子力の推進、産業界の自主行動計画やCO₂の伸びが著しい民生部門における進むべきベクトルを明確にした国民的取組の推進などが必要。

京都議定書の第1約束期間以降の次期枠組みづくり

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 京都議定書は国連気候変動枠組条約の究極の目標を達成するための第一歩であり、これを発展させていくことが基本。
- ・ 米国や中国、インドなどによる最大限の削減努力を促す、実効性のある将来枠組みの構築が課題
- ・ G8サミットやグレンイーグルズ(G20)対話、APP(クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ)等の様々な場を活用し、目標、期間、先進国・途上国との協力のあり方などについて次期枠組みづくりのための検討を推進。
- ・ 日本は先進国と途上国の架け橋として、現行の議定書を発展的に見直し参加国が飛躍的に増大する枠組みづくりに取り組むべき。
- ・ 気候変動問題への対応の基本姿勢としては、気候安定化への明確な指針を示すこと、対策に関する開発途上国への要請が実現可能であること、何らかの意味での社会経済発展が担保されていることの三つの条件を前提にすべき。
- ・ 地球温暖化は一部の国々だけが取り組んでも真の解決に繋がらない。世界の国々が参加するよう建設的なリーダーシップを発揮すべき。我が国産業の国際競争力を損なわないよう、米国、中国、インド等の大量排出国が参加し、かつ、エネルギー効率を反映した公平な基準作りが必要。
- ・ 米国や中国が乗ってくるような削減枠組みを提示すべき。中国やインドについてエネルギー原単位での数値目標も考えるなど異なる取扱を提示することが必要。
- ・ マクロ目標と同時に、具体的な行動目標を導入することが実現性を担保する意味で必要。
- ・ セクター別アプローチにより世界全体のエネルギー効率改善を目指すAPP等への貢献を通じて次期枠組みの議論を目指すという意見や、セクター別の目標を立てることは有用だが、原単位の改善のみでは目標達成は難しいので総量削減目標が必要という意見があった。

将来の枠組みづくりに向けた我が国の取組

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 社会、産業、業務・家庭、ライフスタイル、交通、まちづくり、エネルギー供給各分野での取組を進め、「低炭素社会」の構築を世界に先駆けて目指す。
- ・ 中長期的な観点から温暖化問題等の抜本的な解決を図るため、革新的技術の開発及びその普及が不可欠。先進国の協調も必要。

- ・ 日本として、産官学の英知を結集した長期的な削減シナリオを策定し、あるべき社会システムや技術開発の方向性を示すことが必要。
- ・ 2020年ではヨーロッパ並みの20%削減、さらに2030年では30%削減、2050年では50%削減といった高い目標を目指して、低炭素社会を実現する意気込みと将来への見通しが必要。
- ・ 実現可能であること、途上国等の参加が担保されるものであること、目標を実現する具体的な方策もあわせて提案することの3条件を満たす目標を作るべき。
- ・ 都市イメージや環境方策を考えるに当たって2050年の将来に民生部門CO₂排出50%削減、地域産物地域利用50%等の理想社会像を想定し、それを実現する方策を考えるバックカスティングの方法による飛躍が可能。
- ・ 再生可能エネルギーの導入、最新の省エネ家電製品への買い換え、環境対応型の自動車の普及、住宅・建築物の省エネ等今ある技術の導入普及が重要。
- ・ 目標については、エネルギー多消費の部門ないし機器の原単位によるなどの具体的な個別行動目標や、産業界による温室効果ガス排出量の総量削減目標を設定すべしとの意見の他、当面の技術革新を想定しても実行が不可能な目標を掲げることは疑問との意見等があった。
- ・ 他国との共同開発や他国への技術協力も含め、温暖化防止のための革新的な技術開発に向けた予算の傾斜配分が必要。

アジア地域を中心とした途上国支援等

< 主な意見、提案等の概要 >

- ・ 今後ますます二酸化炭素の排出量の増大が予想されるアジア地域を中心に技術移転等による排出量の抑制対策、温暖化への適応策などの取組を支援することが必要。
- ・ 我が国のエネルギー効率の高さを踏まえると、現時点で既に普及している環境・エネルギー技術について途上国を含めた世界に広く移転・普及していくことは地球規模のCO₂排出削減に大きな効果がある。APP等の枠組みで検討されているセクターベースの技術移転も有効。
- ・ 知的財産権の問題等が障害となり、技術移転がスムーズにいかない面もあることから、政府がリーダーシップを発揮し、開発途上国も巻き込んだ技術移転の国際的な枠組み作りを進めることが必要。
- ・ 排出削減対策や地球温暖化の影響に対する適応策などへの活用も含む、環境重視型のODAを積極的に実施すべき。
- ・ 既存のODAでは十分ではなく、二国間多国間の双方で政策的な取組が可能となるよう、資金面で大胆な工夫が必要。我が国の優れた環境・省エネ技術を活用した排出削減支援や適応能力の向上支援は途上国に努力を促すことに繋がる。アジアや気候変動の影響を受ける大洋州諸国を中心としつつ、アフリカ諸国等への協力も必要。
- ・ 我が国では経済成長と平行してエネルギー効率を高めてきた実績があり、技術移転・CDMを通じてアジア諸国の環境改善に取り組む決意を

国際社会に発信すべき。

- ・ 京都議定書の第1約束期間以降のCDMの取り扱いについて早急に確定させることが重要。
- ・ 世界銀行、アジア開発銀行、JBIC、JICA など、多国間・二国間の援助機関の活用。

(2) 生物多様性の保全に向けた国際的取組

日本型自然共生システムの提示

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 里地里山や国立公園等の美しい日本の自然を将来に継承しつつ地域社会と共存する日本型自然共生システムを世界へ発信。
- ・ SATOYAMAをキーワードとした自然共生日本モデルの発信（自然をうまく利用しながら培ってきた知恵や技術を活かして、人と自然のよりよい関係を提案。さらに、主に途上国に対し、里地里山での循環・共生手法、原生的な自然のみならず里地里山などの生活と密着した地域も包含し、地域社会との協働によって保全管理を行う日本型国立公園等の国家システムとしての共生手法を提案）
- ・ 水田を中心とした里地里山文化の伝統を生かした低炭素社会のモデル（江戸時代の里山でなくエコロジカル・フットプリントに配慮したモデル）を提示。
- ・ 日本は、入会制度という個人所有形態でない共同管理で代々里山をうまく利用しながら守ってもきた。現代的にアレンジできれば世界にアピールする知恵。
- ・ 日本が森をよく残していることは、自然の手入れの知恵とともに世界へアピールできるもの。
- ・ 自然と人間活動を調和的に捉えるアジア的発想を重視し、豊かで美しい日本の姿を積極的に発信可能なものとする。
- ・ 日本人の考え方の深層には、「草木国土悉皆成仏」といった仏教思想にあるように、人間を自然の一部と捉えるアジアに共通する自然観、循環思想がある。こうした理念に基づくアジア型の取組を世界に向けて発信していくべき。これは江戸時代の生活様式に戻れということではなく、むしろ一度取り入れた西洋的な文化や社会の問題を踏まえ、新たな持続可能な社会を創るためのもの。
- ・ 日本の省エネ省資源技術と、里地里山の持続的土地利用、国立公園など地域制自然公園のシステム等自然地のマネジメントシステムと自然再生技術等をベースに、低炭素社会のゴールを共有。
- ・ アジアの国立公園の相互の情報共有、公園管理手法の提供等。
- ・ アジアモンスーン地域における水稻地域等の生産性向上と生物多様性保全の両立、循環・共生社会の統合に係る取組の支援

次期世界目標の設定に向けた対応

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 生物多様性の保全とは、遺伝子の多様性、種の多様性、そして生態系の多様性を含め、人類の生存基盤である生態系システムを健全に維持することを目指すもので、その推進が不可欠。
- ・ 生物多様性条約第10回締約国会議（2010年日本開催招致中）で採択する地球規模の自然環境保全の目標とも言える次期世界目標の設定に向け

た議論をリード

- ・ ポツダムイニシアティブ（2007年3月G8環境大臣会合で決議）による生物多様性の経済的価値に関する分析等への取組を支持するとともに、これに呼応する世界に先駆けた日本版GBO（Global Biodiversity Outlook 地球規模生物多様性概況）の作成による国レベルでの生物多様性の総合評価の実施。日本版GBO作成で生物多様性条約のCOP10などに備えたい。
- ・ G8各国への国別GBOの作成呼びかけ及びアジア地域への作成技術支援。
- ・ アジア太平洋地域におけるサンゴ礁保全のリーダーシップを取るとともに、ネットワークの構築を提案

百年先を見通した国土の生物多様性の保全

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 100年先を見通した国土のランドデザインの提示
- ・ 自然環境に関する科学的データのさらなる収集を行い、保全・再生すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を分析し、これらを有機的につなぐ国土レベルの生態系ネットワークの形成
- ・ 国土の環境の状況を把握し、変化をキャッチしていく上で、生物情報の収集がまだまだ不足。特に動植物の標本収集と整備が必要
- ・ 研究者と行政の協力体制の構築等を進めることにより、生態系に関する科学的分析を政策決定に反映させる仕組みづくりも必要。
- ・ 国立・国定公園の総点検や広範な関係者の参画・協働による魅力的な公園づくり
- ・ 希少種保護対策・外来種対策等の強化による日本固有の美しい自然の確保
- ・ 生物多様性保全の観点等から未来に引き継ぎたい重要な里地里山の選定と活用
- ・ 国立公園・国営公園等における里地里山保全リーディングプロジェクトの推進・展開
- ・ 管理されていない人工林が増えすぎており、現代版「参勤交代」による里山の手入れや一部を広葉樹に戻すことが必要。
- ・ 環境保全型農業、耕作放棄対策、鳥獣害防止対策等の農山村における多様な取組の推進による生物多様性の保全
- ・ 希少な野生生物など自然とふれあえる空間作りの推進（水田の冬期湛水の取組など）
- ・ 生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりや河川の上下流方向及び河川と流域との連続性を確保するための魚道整備等により、良好な生物生息環境を形成
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保

(3) 3Rを通じた適正な資源循環の確保

循環型社会の日本モデルのアジアを中心とした展開

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 日本の優れた省資源・廃棄物対策技術（例：ダイオキシン対策・熱回収システム、生産設備を利用したリサイクル）と制度を基に、循環型社会形成の日本モデルをアジアを中心に、各国に適した形で展開
- ・ 中国を始めとする東アジア全体で適正な資源循環の実現を目指す「東アジア循環型社会ビジョン」の策定に向けて、二国間・多国間の協力を推進
- ・ 処理が困難な廃棄物等であって日本で対応可能なものをアジア各国から日本が受け入れ、高度な技術で回収・リサイクル
- ・ 途上国に適した法制度整備・技術移転、資金協力（無償・有償）、人材育成
- ・ 廃棄物等の輸出入に関する二国間・多国間協力
- ・ 情報の共有化と戦略的な拠点の創設
- ・ アジア太平洋地域において循環型社会を研究・研修する機能の創設・整備
- ・ 日本発の優れた生活排水処理システムとして合併処理浄化槽を地域の実情を踏まえながら国際展開

3Rの技術とシステムの高度化

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 技術開発等により循環型の技術システムを高度化し、資源生産性の更なる向上と環境負荷の低減を実現
- ・ 地域において、バイオマスを重視した「地域循環圏」の形成や3R具体策の実施、不法投棄対策等を行うとともに、物質の種類に応じて広域的、国際的な循環を促進
- ・ 物質依存社会からサービス経済化への誘導
- ・ 生産利用工程全体での資源投入量の最小化、環境配慮設計やLCA手法等の導入普及
- ・ 有効利用が可能な循環資源を個別の産業枠を超えて活用できる仕組みづくり
- ・ 循環型社会に向けた政策の再構築（政策の統合化等）
- ・ 国内及び国際間における循環資源物流システムの構築

3 R を通じた地球温暖化対策への貢献

<主な意見、提案等の概要>

- 3 R の取組においてエネルギーの視点の強化
- 廃棄物からのエネルギー回収の徹底
- LCA (ライフサイクルアセスメント) の観点を踏まえた 3 R の取組推進
- 廃棄物系バイオマスの有効活用 (例: 家畜排せつ物のバイオガス化)

3 R イニシアティブの国際的推進

<主な意見、提案等の概要>

- G 8 議長国となる 2008 年を目指して、日本提唱の 3 R イニシアティブの国際的な枠組みづくりに、リーダーシップを発揮
- 各国が資源生産性の目標を設定し定期的にレビューするなど、世界的に 3 R を推進するためのメカニズムを構築
- 天然資源の持続可能な利用や 3 R の指標に関する国際研究への貢献
- 日本の優れた取組 (例: 名古屋、北九州 (エコタウン)) の経験・技術を世界に発信
- 各国ごとの取組のみでは有効利用を図ることができない循環資源に関する貿易障壁の低減

(4) 環境・エネルギー技術と経済成長

環境技術・環境ビジネスの展開

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 地球環境問題や廃棄物問題などの環境問題の解決や資源エネルギー制約の克服に資する環境・エネルギー技術の発展を通じた経済成長の実現
- ・ 世界最先端の環境技術と環境ビジネスにより経済成長の維持と競争力の強化を実現し、これを日本モデルとして世界に展開することにより、地球環境の保全に貢献
- ・ 国内での環境政策の方向性の早期明確化と世界共通の枠組み構築による、環境技術開発の促進
- ・ 国際標準化への貢献を意識した環境協力の展開
- ・ 我が国の環境技術の世界に向けた戦略的広報
- ・ 技術開発の成果の普及に向けて経営・ビジネスモデル、社会システムの改革の推進が重要。
- ・ LCA（ライフサイクルアセスメント）等を活用した環境負荷の「見える化」と、環境効率指標等を通じた環境価値の消費者への「見える化」
- ・ 製品ではなくサービスを活用するビジネス等、環境負荷低減に資する新ビジネスの支援
- ・ WSSD2020年目標（2020年までにすべての化学物質による悪影響を最小化）化学品分類表示世界調和システム（GHS）や欧米における動向等の国際潮流を踏まえた、我が国の化学物質管理制度の見直し。

エネルギー効率の一層の改善

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 世界最高水準にある我が国のエネルギー効率をさらに向上させるため、産業・民生・運輸各部門の対策を一層推進。
- ・ 工場、輸送事業者等におけるエネルギー管理の徹底、トップランナー方式による機器の効率向上、省エネ設備・機器の導入促進と技術開発により、2030年までに更に少なくとも30%以上のエネルギー消費効率改善
- ・ CO₂排出量の伸びが著しい民生部門における排出量削減に向けて、国民的取組が必須であり、政府の率先垂範の下、官民挙げての取組を強力に推進することが必要。
- ・ 平均使用年数以上の家電製品について最新の省エネ製品に置き換え促進
- ・ 環境建築総合技術によるCO₂排出量50%削減
- ・ 環境対応型の自動車の開発・普及・促進と、利用者が環境に優しい車両を一層選択するための施策、CO₂排出量が少ない交通手段が選択される工夫

バイオマス等の新エネルギー利用の推進

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーの利用促進。国産バイオマスの利用拡大と世界最先端の技術によるバイオマス先進国への飛躍。
- ・ 太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギー源の特性に着目しつつ、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(R P S 法) の着実な運用等による導入促進
- ・ 国、地方自治体、関係業界による、費用負担や支援のあり方、土地利用なども含めた新エネルギー導入戦略の策定
- ・ 輸送エネルギー削減等の観点から国産ないし地産地消のバイオマスの利用が重要。技術開発がなされれば 2030 年頃には国産バイオ燃料の大幅な生産拡大は可能(農林水産省試算 600 万 kl)
- ・ バイオマス燃料の導入にあたっては、海外における森林破壊や食料との競合による貧困層への影響・水の処理等の問題等に十分留意して戦略を策定することが必要。
- ・ バイオマスタウンの構想の強化・加速化

(5) 実効ある国際貢献

アジアや世界への環境・エネルギー技術の展開等

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 世界に冠たる環境・エネルギー技術や激甚な公害克服の経験・智慧、環境保全に関する豊富な知識や経験を持つ人材を活かし、世界各地、特にアジアの環境問題の解決に貢献。
- ・ 2008年G8サミットやTICAD（アフリカ開発会議）が日本でられることを見据え、日本のイニシアティブを示す。
- ・ アジアを重視した対策技術（公害防止技術）と評価技術（生態系リスク管理技術）の国際協力。
- ・ 環境・エネルギー分野におけるアジアとの科学技術協力の推進
- ・ 大量退職する団塊の世代の公害関連技術者の経験とノウハウを活かした国際協力
- ・ 日本の優れた環境・エネルギー技術の開発途上国への移転・普及とそのための財源確保
- ・ 民間が開発した技術をそのままタダで渡すのではなく、開発した企業が何らかのメリットが得られるよう位置づけるべき。
- ・ アジア地域における環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指す取組の推進
- ・ 持続可能な社会作りに向けたアジア的スケールでの人材育成のためのプログラム
- ・ ODAの拡充による環境重視型ODAの推進やODA以外の経済協力の推進
- ・ 天然資源収奪型の経済行為に歯止めをかけるルール、持続可能な農林水産業の育成のためのルールなどを国際社会に提案
- ・ 国連地球環境理事会や東アジア環境機構の創設の提唱など、地球環境保全のための国際機関の強化

世界の水問題の解決に向けた国際的取組

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 21世紀は「水の世紀」と言われ、水の問題は、国際的な課題。開発途上国を中心に水不足が深刻化しており、地球温暖化の影響によりさらに危機的状況のおそれ。また、世界では約11億人の人が安全な飲料水を飲めないなど、水質汚濁も深刻な状況。このため、健全な水循環の回復など世界における深刻な水問題の解決に向けた国際的なイニシアティブを推進。
- ・ 世界水フォーラムやアジア・太平洋水サミットの開催を通じて、日本の経験や技術・ノウハウを発信し、世界の水問題の解決へ貢献
- ・ 深刻な水質汚濁が生じている中国を含むアジアを中心として二国間・多国間協力の展開

- ・ 世界共通の課題である閉鎖性水域の保全・再生に向けた国際的なイニシアティブの推進
- ・ 日本独自で開発された生活排水処理システムとしての合併処理浄化槽を地域の実情を踏まえながら国際展開

(6) 自然の恵みを活かした活力溢れる地域づくり

人と自然が元気な「郷」づくり

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 人口減少と過疎化の中で衰退しつつある里地里山における生物多様性保全上の危機が進行しており、対応が必要。
- ・ 都市と農村との連携に関してより有機的、緊密な関係を構築し、地域の活性化の中で、新たな価値観を構築し、人づくりに反映。
- ・ 里地里山の再生と活性化に向けた関係府省の施策の連携
- ・ 国民は物質的な豊かさに加えて癒しを求めている。里地・里山への関心も高まっており、NPO/NGOをはじめとした各種活動によるネットワークが十分に機能し発展することが必要。
- ・ 都市住民が自然環境に接し、関心を持つことが不可欠。里地里山の「手入れ」に参加し、都市と農山村の交流を深めること。これにより有機農業なども拡がり、自然にやさしい農業になっていく。
- ・ 「カーボン・ニュートラルな光合成生産物の活用」、すなわち、「環境保全上健全な水循環の確保」や「生物多様性の保全」を考慮した上で「持続可能な生産による農・林・水産物の活用の推進」と、そのための環境保全型農業・畜産業や持続可能な林業・林産業の推進。
- ・ 有機農業等の推進、耕作放棄対策の推進
- ・ 農地は生態系保全など大きな役割を担っている。耕作放棄地域への対応も必要。
- ・ 木材やバイオマス資源等の生産の場として里地里山を活用
- ・ 国内で取り組まれはじめたコミュニティ再生や地域再生を持続可能な地域社会づくりと結合
- ・ 農山漁村における都市住民や子供たちの自然体験・生産体験の推進（現代版参勤交代による「手入れ」）
- ・ 都市農山漁村の交流・定住促進による地域資源の保全・活用
- ・ 鳥獣害に強い地域づくり
- ・ エコツーリズムによる地域の自然環境や文化資源の保全と地域振興の推進
- ・ 「子どもの水辺」再発見プロジェクトによる環境学習等様々な自然体験メニューの提供

美しい環境の都市づくり

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 都市域においては、残された貴重な自然が急速に失われるとともに、都市周辺部への市街地の外延的拡大、更なる交通需要の発生等による局地的な大気汚染やエネルギー消費の増加に伴うCO₂排出量の増加など環境問題が複雑化。このため、暮らし易く、環境負荷の少ない美しい都市のモデルづくりへ向けた取組を進めることが重要

- ・ 2050年に日本の都市独自の魅力を活かしながら、全国10箇所程度のモデル都市・地域を設定し、環境理想都市づくりに向けたシミュレーションプロジェクトの実施
- ・ エネルギー・資源が循環する「街づくり」
- ・ コンパクトシティ、歩行者・自転車空間の充実や公共交通機関の利用促進による車に依存する度合いの少ない都市づくり
- ・ 緑地や河川等の水辺の活用等によるヒートアイランド対策の観点も入れた水と緑あふれる街づくりや風の通り道の確保
- ・ 東京一極集中ではなく、バランスの良い地域の発展の観点からの都市再生
- ・ 森と呼べるような自然空間の再生など都心部における植生回復の推進
- ・ 緑化活動の裾野を広げるための普及啓発活動の展開
- ・ 土壌汚染地の再生による安全・安心の確保

豊かな水辺づくり

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 水質、水量、人と水とのふれあいの場、水生生物の生育・生息環境などを視野に入れ、地域の特性を活かした健全な水循環の回復等による豊かな水辺の地域づくりの推進
- ・ 美しく、健全な水環境をとりもどし、地域の自然・歴史・文化を活かした河川、海岸等の水辺づくりを地域と連携を図りつつ推進
- ・ 湖沼における湖辺の植生、水生生物の保全等湖辺環境の保全（水辺エコトーンの再生）
- ・ 水辺の遊び、生き物とのふれあい、そして流れる水やわき水を直接暮らしに活用する生活様式の再生
- ・ 湖沼、内湾等の閉鎖性水域における水環境の総合的な保全・再生に向けた取組の推進
- ・ 藻場、干潟等の保全・再生など、人が適度な働きかけを継続することによって多様な魚介類等の自然の恵み豊かな「里海」を復活
- ・ 藻場・干潟・サンゴ礁など浅海域をラムサール条約の指定等を行うなどして総合的に保全・再生
- ・ 河川・海岸におけるゴミ対策や清掃等について、地域住民やボランティア等の協力を得ながら推進
- ・ 漂流・漂着ゴミ等の海洋汚染への対応

緑豊かな国土の保全に向けた美しい森林づくり^{もり}

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 国土の3分の2を占める森林は、国土保全や水源かん養、地球温暖化防止等の役割とともに、自然環境の重要な要素であり、幅広い国民の参画や取組を通じてより適切な整備・保全を図ることは、「持続可能な社会」を構築する上でも重要な取組。

- ・ 間伐や100年先を見通した多様な森林づくりを進めることとし、政府一体となって幅広い国民の理解と協力の下、木材利用、担い手・地域づくり、森林づくりへの幅広い参画の促進を総合的に進める「美しい森林づくり推進国民運動」を展開。
- ・ 古来より我が国には森林の恵みを利用し森林を適切に保全する「木の文化」が存在。間伐材等の木材利用を推進することは、適切な森林整備につながるとともに、炭素のストック効果、エネルギー利用を通じた化石燃料の代替効果等の面でも非常に有効な取組。このため、身近な空間に積極的に木材を利用する「木づかい運動」を展開。
- ・ 適切な森林の整備・保全の担い手の確保や山村等の地域づくりを進めることが重要。このため、林業の再生を図るとともに、森林等の地域資源を活用したニュービジネスの創造など、自然と共生した豊かな地域づくりに向けた総合的な取組を展開。
- ・ 森林を活用した教育活動や森林整備等を通じた国民の森林に対する理解の醸成を図るとともに、企業やNPO、都市住民等によるボランタリーな森林づくりを推進。
- ・ 森林の国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全等の公益的機能を重視し、森林整備等に向け人材育成・確保、予算の重点化

(7) 環境を感じ、考え、行動する人づくり

環境教育・環境学習の機会の多様化

<主な意見、提案等の概要>

- ・ あらゆる機会における環境教育・環境学習等を通じて、環境を感じ、考え、行動する人づくりを強力に展開。
- ・ 環境教育のさらなる充実と持続可能な社会を担う環境人材の育成
- ・ 人づくりと地域づくりを一体的に進めることで、一人ひとりの行動を環境に配慮したものに変えるとともに、家族の絆や他人への思いやりも取り戻すことが重要
- ・ 発達段階と社会に応じた環境教育と担い手、場所、機会の担保。都市しか知らない子どもの自然感の歪みの是正
- ・ 「五感で感じる」原体験としての自然体験、農村体験等の推進
- ・ 生涯学習としての環境教育・自然教育の強化と地域社会との連携
- ・ 環境教育に取り組む企業への支援や家庭での環境教育の実施につながる取組
- ・ 高等教育のレベルでの環境人材養成システムの構築。大学の教養教育としても環境教育を受ける機会の確保が重要
- ・ 教育基本法に教育の目標として環境保全に関する規定が置かれたことを踏まえた政府全体としての取組の推進
- ・ 学校教育及び社会教育において環境教育を主流化し、体験学習のみならず環境倫理、環境情報に関する教育等を促進。学習指導要領には社会、理科、家庭科等に環境教育の内容が位置づけられており、学校において更に推進していくことが必要。
- ・ 地域での学校のエコ改修をすべての学校に対して標準的に実施可能にする。

国民による取組の展開

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 一人一人が遠い未来の話ではなく、「すぐそこにある危機」として環境の問題を認識し、共感できるような形で、日常生活でできることから環境保全の取組を始めて、環境立国実現に結びつくような国民運動を展開。
- ・ 我が国では、環境に対する危機意識が欠けている。将来にわたる環境危機を知り、その防止のために何をすべきかが分かり、自ら行動するということが重要
- ・ 地球環境危機の情報共有を通じた具体的な行動の推進
- ・ 国民のライフスタイルを変えるような、わかりやすい情報の発信の工夫（学校、TV、新聞、雑誌、政府公報、自治体広報などの活用）
- ・ 担い手としてNPOや女性をしっかりと位置づけることが必要。
- ・ 各都道府県、各市町村に「持続可能な社会構築協議会」を設立
- ・ 環境情報へのアクセスを確保し、あらゆる主体の参画と協働を推進
- ・ 今後数年間に大量に退職する環境分野の人材の活用

(8) 環境保全対策を推進する仕組みづくり

市場メカニズムの活用の検討

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 炭素に価格をつける戦略のための手段や方法について早急に具体化
- ・ 自主参加型を発展させ、企業の排出削減義務を伴う排出量取引制度（キャップ&トレード方式）の導入
- ・ 不公平な国別キャップの下での排出権取引制度の導入は、日本の国際競争力を弱めるとともに、炭素リーケージにより地球温暖化防止に逆行する懸念
- ・ 排出量取引は、日本のように高いエネルギー効率の国とそうでない国との格差を固定化するおそれ
- ・ 温暖化防止のために市場メカニズムを取り入れることは有効だろうが、CO₂排出総量にキャップをかける以外に方法はないのかという問題もあり、排出権取引の導入の是非も含め、早急に議論を深める必要
- ・ ヨーロッパ、米をはじめ一部日本や途上国も含めて動き出している炭素市場をアジアレベルで構築

税制、金融、企業行動等における環境配慮の検討

<主な意見、提案等の概要>

- ・ 環境負荷に応じて税負担を調整する自動車税のグリーン化の考え方を更に進め、税制全体のグリーン化を推進
- ・ 地球温暖化防止のための環境税の導入
- ・ 効果に疑問があり経済に悪影響が大きい環境税は導入すべきでない
- ・ 環境対応の優等生にインセンティブを与える仕組みが重要。
- ・ 金融機関が投融資活動に際して、プロジェクトが一定の基準を守るようガバナンスを働かせ、また、環境改善を金融面から支援する等、金融を通じて環境保全を推進
- ・ 企業の社会的責任（CSR）の活動を促進するSRI（社会的責任投資）ファンドの普及
- ・ 企業の環境配慮に関する情報開示を積極化させる指標を設定する等、市場において環境配慮行動が積極的に評価される仕組み作り
- ・ 投融資や金融商品購買において環境配慮のインセンティブとなる税制優遇措置
- ・ 政府のグリーン購入の取組を民間へ拡大
- ・ 物品購入以外の設計などの契約取引にも環境配慮の観点を織り込み

各種対策を推進するための国の取組み

<主な意見、提案等の概要>

- 国の予算の一定程度は低炭素社会への誘導へ利用
- 官邸主導による基金を創設し、21世紀の国内外における先端的環境立国プログラムに重点的に配分。
- 各省庁の環境施策を課題別に統合し、施策推進のための財源の重点化、効率化の推進。
- 環境分野におけるPDCAの実効性を確保するため、主として3つの観点（必要性、効率性、有効性）から行われている政策評価の中に環境配慮の視点を追加
- 戦略的環境アセスメントの推進